

2021年9月吉日

保護者各位

学校法人大阪青山学園
事務局長 宇野 保範

延納・分納願について

拝啓 時下ますますご清祥のことと存じます。

学生生徒納付金の延納・分納制度をご利用の皆様にあかれましては、本学 HP より取得した延納分納願をご提出ください。

延納・分納願のご提出がなければ正式に許可できかね、督促の対象となる場合がありますのでご注意ください。

また本学の授業料等の延納・分納制度につきましては学修意欲がおう盛かつ、経済的理由により授業料等の納付が困難であると認められる者については告知の日に定めた期日までに納付する事を条件に認めております。しかしながら、最近では延納、分納の期日を守って頂けない事例や、延納・分納届の書類の不備等も多数発生しております。その場合延納、分納の許可が認められない可能性もございますのでご承知ください。

後期授業料の最終期日は2022年1月31日です。

最終期日以降の延期は認められません。ご計画どおりの納付をお願いいたします。

※振込先につきましては納付書をご確認の上、お間違えの無いようご注意ください。

その他、問い合わせにつきましては、下記担当までご連絡ください。

敬具

【本件担当】

総務部経理課 橋詰

TEL : 072-722-4165

FAX : 072-722-5190

(後 期)

年 月 日

大阪青山大学 学長 殿

健康科学部 学科:	_____
年次: 年次生 学籍番号:	_____
学生氏名 (自 署)	_____ (印)
(携帯電話等連絡先:	_____)
保護者氏名 (自 署)	_____ (印)
(携帯電話等連絡先:	_____)

学 費 (延 納 ・ 分 納) 願 い

2021 年度後期学費を所定の期限までに納付できませんので、下記のとおり 延納・分納 したくお願いいたします。

なお、許可いただいたうえは、納付計画を固く守りますことを誓約いたします。万が一、納付計画どおりに履行できず、期限までに完納できなかった場合は、学則の定めるところにより除籍等の処分を受けることになっても、異議を申し立てることはいたしません。

記

◎ (延 納 ・ 分 納) 願 い 提出に至った理由

※必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

※記入内容によっては延納、分納の許可を得られない可能性もありますので具体的に記入をお願いします。

◎ (延 納 ・ 分 納) 計 画

①	年	月	日	金	円	【9月末までに初回分納付のこと】
②	年	月	日	金	円	【11月末までに2回目分納付のこと】
③	年	月	日	金	円	【1月末までに3回目分納付のこと】
合 計				金	円	

《 注 》 ・分納回数は3回以内とし、1回目は9月末日、最終は1月末日までとします。

学 長	事務局長	総務部長	経理課長	教務部長	学科長	担 任
備 考						